

函南町教育委員会 会議録			
開催期日	令和4年7月13日（水）	開 会	午後1時20分
開催場所	函南町役場 3階 教育委員会室	閉 会	午後2時15分
出席委員		委員及び傍聴人を除く出席者	
教 育 長 久保田 浩子		教 育 次 長 兼 梅原 宏幸 学校教育課長	
教育長職務代理 渡邊 博文		生涯学習課長 飯島 美貴	
委 員 小永井 博之		生涯学習課長補佐 木代 和美	
委 員 宮城島 美津穂		学校教育課長補佐 浅沼 聡	
委 員 勝俣 聡子			
会議及び議事	1 開会 ※傍聴人1名		
	久保田教育長		
	2 前回会議録の承認		
	各委員…署名により承認		
	3 教育長の報告及びその他事務事業の報告		
	教育長…「教育長関係報告事項」及びその他報告		
	4 議事（議案第51号～議案第54号承認）		
	議案第51号 函南町スポーツ推進審議会委員の委嘱について…承認		
	議案第52号 小規模特認校（町立丹那小学校）の募集定員数について…承認		
	議案第53号 要保護及び準要保護児童生徒の認定について…以下のとおり承認 （認定3件、保留0件、否認定1件、廃止0件）		
	議案第54号 函南町教育委員会職員の懲戒処分について…承認		
	5 報告		
	6 その他		
	(1) 後援依頼について		
	ア 第36回日本教育技術学会静岡大会		
	イ 狩野川東部浄化センター施設見学会		
	【以下議事】		
	〈久保田教育長〉 只今から定例教育委員会を開会します。 前回会議録の確認と署名をお願いします。 ー各委員確認・署名ー		
	〈久保田教育長〉 続いて教育長の報告その他事務事業の報告をいたします。 ー久保田教育長より教育長関係報告事項の報告、その他教育長		

会議及び議事、質疑応答した者の氏名・内容		より報告ー
	〈久保田教育長〉	教育長の報告が終わりましたが、何かご質問などございますか。
		ー質問なしー
	〈久保田教育長〉	質問がないようなので、議事に入ります。議案第51号「函南町スポーツ推進審議会委員の委嘱について」事務局から説明をお願いします。
		ー梅原教育次長より議案朗読及び概要説明ー
		ー飯島生涯学習課長より細部説明ー
	〈久保田教育長〉	何かご質問などございますか。
		ー質問なしー
	〈久保田教育長〉	ご質問がないようなのでお諮りします。承認する方は挙手をお願いします。
		〔全員挙手〕 承認
	〈久保田教育長〉	次の議事に移ります。議案第52号「小規模特認校（町立丹那小学校）の募集定員数について」事務局から説明をお願いします。
		ー梅原教育次長より議案朗読及び概要説明ー
		ー浅沼学校教育課長補佐より細部説明ー
	〈久保田教育長〉	何かご質問などございますか。
	〈勝俣委員〉	募集人数を上回った場合の抽選は、まだ決まっていらないと思いますが、申請者の前できちっと公開の形で行うのかどのような方法を考えていますか。
	〈浅沼課長補佐〉	現段階では、勝俣委員の発言のとおり、具体的な方法は確定していません。想定している方法としては、委員のご意見と同じ内容で、公明正大に公開で抽選を行う方式、それから場合によっては事務局のみで実施する方式が意見として出ています。今後の学校説明会で参加者の意見を聞いて取扱いの対応をしていきたいと考えています。
	〈久保田教育長〉	他にご質問などございますか。
	〈小永井委員〉	人数的にはこの案のとおりで良いと思いますが、現状、三島市の坂小学校の定員数はどのくらいですか。分かれば直近のデータを教えてください。
	〈浅沼課長補佐〉	令和3年10月21日の説明会の記録によりますと、10名以上から20名程度になるかもしれないと記載されています。具体的な定員数はお答えできず申し訳ありません。
	〈小永井委員〉	はい。分かりました。人数的にはこの人数で良いと思います。
	〈久保田教育長〉	他にご質問などございますか。
	〈渡邊委員〉	申請の数によっては、学年ごとに偏りがあるということになりますか。
	〈浅沼課長補佐〉	学年にかかわらず10名程度とした中で、学年によって偏りがあることは想定しています。その年によってどの学年が何人申請してくるかは分かりません。よってでっこみ引込みがでてしまうことも

ありますが、それも受け入れてやりましょうという考え方をしています。資料中で言いますと現在の２年生と３年生の児童が少ないので、そのあたりの人数を増やしたいと学校の意向があります。学校の方も募集に力を入れてやってくれると伺っています。実際にはどの学年の児童が申請してくるかわかりませんので、柔軟に対応したいと考えております。

〈久保田教育長〉 他にご質問などございますか。

－質問なし－

〈久保田教育長〉 他にご質問がないようなのでお諮りします。承認する方は挙手をお願いします。

〔全員挙手〕 承認

〈久保田教育長〉 次の議事に移ります。次に、議案第53号「要保護及び準要保護児童生徒の認定について」及び議案第54号「函南町教育委員会職員の懲戒処分について」ですが、この２つの議案については、児童・生徒の家庭の状況や対象者の個人情報保護の理由により、会議を公開せずに秘密会にしたいと思います。

「函南町教育委員会会議規則」第14条第１項に「教育長又は委員の発議により、出席委員の３分の２以上の多数で議決したときは、秘密会にすることができる」とあります。この規定により、議案第53号及び議案第54号について秘密会とすることについてお諮りします。承認される方の挙手をお願いいたします。

〔全員挙手〕 承認

〈久保田教育長〉 挙手全員で出席委員の３分の２以上となりますので、議案第53号及び議案第54号については秘密会とすることに決定しました。傍聴人の方は、恐れ入りますが、この議案の審議が終わるまで退出をお願いいたします。

－傍聴人退席－

〈久保田教育長〉 それでは、議案第53号「要保護及び準要保護児童生徒の認定について」事務局から説明をお願いします。

－梅原教育次長より要保護・準要保護申請児童生徒一覧表１番の議案説明－

〈久保田教育長〉 説明が終わりましたが、何かご質問などございますか。

〈渡邊委員〉 この世帯の母親の自由になるお金はないのですか。要するに、祖母の方にお金を渡して家計的なものは祖母が管理しているのでしょうか。

〈梅原教育次長〉 そういうことになります。母親がここでパートを始めていますので、今後自由になるお金が出てくるのではなかろうかと思います。

〈久保田教育長〉 同居している祖母の収入が多いということですか。

〈梅原教育次長〉 同居している祖母の収入が多いものですから、世帯収入で考えますと今回は基準から外れてしまうというものです。

- 〈久保田教育長〉 実質的に援助は少ないのですか。
- 〈梅原教育次長〉 前夫からの支援と児童扶養手当はあります。祖母を世帯から除けば基準に該当しますが、祖母の収入がある都合上、対象から外れてしまうということです。
- 〈久保田教育長〉 今回は、収入の関係で対象にならないということでお諮りさせていただきます。不承認とする方は挙手をお願いします。
- 〔全員挙手〕 不承認**
- 〈久保田教育長〉 続いて2番から4番（兄弟案件）の説明をお願いします。
－梅原教育次長より要保護・準要保護申請児童生徒一覧表2番から4番の議案説明－
- 〈久保田教育長〉 説明が終わりましたが、何かご質問などございますか。
－質問なし－
- 〈久保田教育長〉 ご質問がないようなので2番から4番についてお諮りします。承認する方は挙手をお願いします。
- 〔全員挙手〕 承認**
- 〈久保田教育長〉 それでは、次の議事に移ります。議案第54号「函南町教育委員会職員の懲戒処分について」事務局から説明をお願いします。
－梅原教育次長より議案朗読及び細部説明－
- 〈久保田教育長〉 何かご質問などございますか。
－質問なし－
- 〈久保田教育長〉 ご質問がないようなのでお諮りします。承認する方は挙手をお願いします。
- 〔全員挙手〕 承認**
- 〈久保田教育長〉 それでは、秘密会を解きますので、事務局は、傍聴者の方をご案内してください。
- 〈久保田教育長〉 それではその他に移ります。(1)「後援依頼について」の1番について、事務局から説明をお願いします。
－木代生涯学習課長補佐より一覧表1番を説明－
- 〈久保田教育長〉 説明が終わりましたが、何かご質問などございますか。
－質問なし－
- 〈久保田教育長〉 ご質問がないようなのでお諮りします。1番について承認する方は挙手を願います。
- 〔全員挙手〕 承認**
- 〈久保田教育長〉 続いて2番について、事務局から説明をお願いします。
－木代生涯学習課長補佐より一覧表2番を説明－
- 〈久保田教育長〉 説明が終わりましたが、何かご質問などございますか。
－質問なし－
- 〈久保田教育長〉 ご質問がないようなのでお諮りします。2番について承認する方は挙手を願います。
- 〔全員挙手〕 承認**
- 〈久保田教育長〉 これで本日予定されている案件についてはすべて終了しました。

会議及び議事、 質疑応答した者の氏名・内容	それでは、これにて本日の教育委員会を終了します。
----------------------------------	---------------------------------